

## 新卒保育士就職準備金貸付 よくあるお問い合わせ

No	区分	問	答
1	新卒保育士 について	令和6年4月から就職した新卒保育士は対象となるか。	対象外です。本貸付制度の新卒保育士とは下記のとおりです。 ① 令和6年度中（R6.4～R7.3）に養成施設を卒業した者又は卒業見込みである者 ② 令和6年度中（R6.4～R7.3）に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者
2	新卒保育士 について	令和6年3月に保育士の養成施設を卒業したが、単位不足のため、保育士資格の取得ができなかった。令和6年度中に科目履修生として養成施設に通い、令和6年度中に保育士資格が取得できる場合、対象となるか。	対象外です。 令和6年度中に養成施設を卒業する方が対象となります。
3	新卒保育士 について	新卒保育士の雇用形態に条件はあるか。	雇用形態は問いません。ただし、常勤保育士（以下のいずれかに該当すること）が対象です。 ① 就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者 ② 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者 なお、有期雇用の場合で契約期間が、本制度の返還免除要件である2年を下回る場合は対象外となります。
4	新卒保育士 について	既に保育補助者として雇用している職員が、令和6年度中に保育士試験に合格し、保育士証を交付された場合、対象となるか。	令和6年度中に新卒保育士として採用の内定を受ければ、対象となります。申請にあたっては「内定通知書」が必要になります。
5	貸付対象 について	令和7年4月開所予定の認可保育所は貸付対象になるか。	キャリアパス要件を満たす予定であると所在する市町村が認めれば、対象となる可能性があります。事前に所在する保育担当課にご相談ください。
6	貸付対象 について	令和6年度に保育士の養成施設の実習生受け入れの実績がない場合（令和6年度中に受け入れる予定がある場合を含む）は申請可能か。	令和6年度に養成施設の実習生受け入れ実績が無い場合でも、受け入れの意思があれば申請可能です。この場合、下記①～⑤のいずれかの書類提出が必要です。 ① このあと令和6年度中に実習生の受け入れをする保育所であることが分かる書類（例：養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し）

			<p>② 過去に実習生を受け入れた保育所であることが分かる書類 (過去3年以内のもの) (例: 養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し)</p> <p>③ 実習生の受け入れができる保育所であることが分かる書類 (例1: 実習生受け入れの事業計画書の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式)) (例2: 理事会の議事録(理事会等で承認を得ていることの記載部分)の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式))</p> <p>④ 埼玉県保育士等キャリアアップ研修の「保育実践」の受け入れ保育所であることの決定通知書の写し</p> <p>⑤ 子育て支援員研修の「見学実習」の受け入れ保育所であることが分かる書類の写し及び実習生が自園の職員ではないことが分かる書類の写し</p>
7	貸付対象について	認定こども園の場合、養成施設の実習受け入れ内容が幼稚園教諭の免許取得のための「教育実習」である場合があるが、申請可能か。	保育士の養成施設からの依頼であれば申請可能です。
8	所得税の取り扱いについて	<p>新卒保育士に就職準備金を給付又は貸付けた結果、所得税や社会保険料の取り扱いはどうなるのか。</p> <p>【「給付」、「貸付」の違いについては募集要領 P5 参照】</p>	<p>《所得税について》</p> <p>新卒保育士が、本資金を返還することが不要になった時点(※)で、「給与所得」に該当し所得税が発生するため、源泉徴収が必要となります。</p> <p>※返還が不要になった時点とは、下記のとおりです。</p> <p>「給付」の場合…新卒保育士へ資金を交付した時点</p> <p>「貸付」の場合…2年間保育士として就業し、返還免除が決定した時点</p> <p>《社会保険料について》</p> <p>新卒保育士が、被保険者の資格取得期間中に本資金を返還することが不要になった時点(※)で、「標準賞与額」の対象となるため、「賞与支払届」より届出をする必要があります。</p>